

# 令和5年度 収納対策プロジェクトの取組み

市税等は、遠野市の計画的なまちづくりを推進するために欠かすことのできない大切な財源として、市内外の多くの皆様に納めていただいております。

しかし、納税（納付・支払など）の義務を果たさずに滞納している方も少なくありません。

本市では、市税等の負担の公平を図ることを目的に市税等収納対策本部を設置し、市税等を扱う部署が連携して自主納付の促進と滞納の早期解消による収納率向上に取り組んでいます。

令和5年度は、目標収納率を現年度課税分については、第2次遠野市総合計画・後期基本計画・まちづくり指標に掲げる97.55%の達成に向けて次のとおり取組みます。

## 1 共同催告の実施

催告を効率的に行うため、公金担当課が共同で催告書を発送し、納税相談や電話催告を実施します。

| 共同催告 | 催告書発送日 | 納付指定日 | 相談窓口開設       |
|------|--------|-------|--------------|
| 第1回  | 5月11日  | 5月25日 | 5月12日～5月25日  |
| 第2回  | 7月21日  | 8月4日  | 7月24日～8月4日   |
| 第3回  | 11月17日 | 12月1日 | 11月20日～12月5日 |

## 2 徴収強化月間における徴収の強化（徴収強化月間 5月・8月・12月）

出納整理期間中の5月、お盆で家族が帰省する8月、手当等を支給される12月の年3回を徴収強化月間と位置づけ、市税等の徴収担当者に部課長等が協力して、相談窓口の設置や電話での相談対応などを行い、収入の確保と滞納の縮減に努めます。

## 3 滞納者に対する滞納処分

収納対策本部の本部員及び滞納整理専門チーム・スタッフ（実働班員）が、滞納者に対する具体的な滞納整理方針を検討し、滞納処分を行います。

滞納が長期的かつ多額な場合には、財産の差押えや滞納整理の専門機関である岩手県地方税特別滞納整理機構との共同により自宅・事務所等の搜索などを実施します。

**税金の納め忘れはございませんか！**

税金は、福祉・教育・健康・道路・住宅・消防など、市民生活に欠かせないことに使われています。税金を納めることは、私たち国民の義務です。  
市税等の納め忘れに、ご注意ください。